

※○は委員の発言、●は事務局の発言

平成 30 年度第 1 回神戸市市民福祉調査委員会 議事要旨

- ◇日時 平成 30 年 11 月 14 日（水）午後 2 時 20 分～3 時 30 分
- ◇場所 神戸市役所 1 号館 28 階第 4・第 5 委員会室
- ◇議題 （1）“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の検証・評価について
（平成 29 年度）
（2）認知症の人にやさしいまちづくりについて
- ◇報告 （1）しあわせの村のあり方検討（最終報告）

1. 委員長・副委員長選任

松原委員を委員長として選任。副委員長選任については次回まで保留とし、それまでの間、大和委員を委員長代理として選任。

2. 議題

（1）“こうべ”の市民福祉総合計画2020の検証・評価について（平成29年度）

事務局より資料 3・4 の説明

○補足説明をすると、行政側が自己点検をされ、その行政のプロセスや中身に対して、うだったのかということに対する信頼性、その担保、並びに何が足りないのか、どうかしたら前に進むかとかいうところの意見あるいは提案が小委員会の主だった発言であったということである。

資料 4 の 1 ページに書いてあるが、先ほどの講話で新野先生がおっしゃった様に「市民福祉」というのは、我々神戸市民にとっては伝統であり、福祉の原点でもある。同時に、ご指摘があったように、新たな社会情勢の変化を受けて「市民福祉」というものを我々がどのように解釈し、そして今日的な展開に持っていくかということも、これまた我々の宿題であるということである。

そういう意味では、「市民福祉」の考え方というものについて、ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という、いわゆる排除のない市民都市神戸、これを目指すということをこの「市民福祉」の一つの今日的な展開と考えた。そしてこの計画を作っているわ

けで、この社会的排除をなくしていくというのは、EUでもここ20年来広くとらえられている考え方である。

さらには、小委員会で委員の発言の多かった「市民の能動的な参画」ということは、言いかえると市民の自治。もちろん公的責任が後退してはいけませんが、市民並びに事業者等と協働して自分たちの社会をマネージしていく。そういう意味でローカルガバナンス、あるいはソーシャルガバナンスと言ってもいいかもしれないが、「自律と分権に基づく協治」を目指すというのが今回の計画の大きな趣旨である。その基に4つの大きな柱がある（1ページの下グレーの図）。そういう意味では、まだまだやることはたくさんあり、道半ばであるという指摘が小委員会では広くあった。とりわけ能動的な市民の参画という部分では、まだまだやる必要があるだろうということである。

ただ神戸市は、まちづくりの部局で「協働」や「参画」に力を入れているということで、ますます福祉サイドとまちづくりサイドとのどのようなリンク、ジョイントが必要かというのは、これからの仕組みとして検討されるべきかと思われる。

ただ、大きな理念を掲げているので、なかなか数値化しその進捗をたどっていくということができない。例えば、ソーシャル・インクルージョンについてどういう数字を設けるか、ローカルガバナンスをどこに設けるか等、PDCAで動かすには大変難しい。かといって、もちろんあきらめるわけにもいかず、見える化ということは重要だということは、小委員会でも合意を得ている。そういう意味では、評価の仕方自身も道半ばということである。

○「生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止」の小委員会の意見で「子ども食堂で十分なのか、学習支援がいいのか」とまとめられている。子ども食堂は、非常に様々な方々が、色々な場所に関わっており、今や「子ども食堂バブル」と言われている。しかし、子ども食堂というのは、ご飯を食べるだけでなく、その前後に学習支援であったり、大人との関わりであったりがある。学習支援も同様。小委員会での意見に関する神戸市の見解で、「議論の場を設ける等考えていきたい」と書かれてあるが、これに関して少しご提案したい。

子ども食堂に関わっている人、生活困窮者の学習支援事業、こどもの学習支援に関わっている人がたくさんいると思うので、その皆さんのご意見を聞く場を作り、これからの施策に反映できるような、グループセッション的なことができないかということをおもった。

○全般的な問題だが、この自己評価の点数と小委員会での点数が食い違ったとか、自己評

価は変更したという項目はあるか。

○小委員会は、会計検査のように長い期間、書類を丹念に見ていくのではなく、委員会の前後だけで、細かいところまでのモニタリングというところは出来かねる。また、職務からして、フルタイムに近いような形で、何週間か詰めて事業課とヒアリングするスキームではない。

○全般的に小委員会での意見と行政の自己評価との乖離がほとんどなかったということか。

○大きなずれはなかった。

○資料4の5ページの「福祉サービスの充実」というところで、「介護人材の確保として、潜在介護士の再就職支援や外国人介護士受入れセミナーを開催した」とあるが、この部分は、21ページの介護職再就職支援講習会の参加者数（29年度17人）のことか。

●委員のご指摘の通り、潜在介護士の再就職支援については、21ページの2つ目の表の28年度24人、29年度17人という実績である。

○「外国人介護士受入れセミナー」の外国人の方は、このうち何人いるか。

●「外国人介護士受入れセミナー」については、対象が特別養護老人ホームや介護老人保健施設で、外国人を受け入れる際にこういうノウハウが必要だ、あるいは、実際に受け入れている施設の外国人の方から、「今、このように仕事を頑張っている」ということを各施設に周知して、今後の対応について勉強をしていただくセミナーである。外国人については、従来の制度でEPA（経済連携協定）の中で受け入れをしており、各施設で累計60人ほど受け入れをしている。先ほどの21ページの再就職支援セミナーの中には外国人の方は入っておらず、別の事業ということである。

○20ページのイの主な取組みの実施状況の「①福祉・介護・保育人材の確保、定着に向けた取組み」ということで、市民福祉大学の運営のところ、29年度2,800人と書いており、※印に社会福祉事業従事者研修延べ参加者数と書いてあるが、これは福祉・介護・保育人材の確保のためではなくて、人材の定着の方に力を入れているので事業従事者の参加者数を捉えているのか。

●市民福祉大学については、近年社会福祉施設の定着に関して力点を置いた運営を行っており、委員のご指摘の通り、実際に社会福祉施設で働いている従事者向け研修の参加者数である。

(2) 認知症の人にやさしいまちづくりについて

事務局より資料5の説明

○認知症というのは、だれもが発症することであり、私たちがその加害者にも被害者にもなり得る。その際に、見舞金が発生しないとか、あるいは賠償のケースが出てくる。本人だけではなくて、家族にも責任が及ぶということでは、やはり神戸市全体の問題としてとらえるべきであり、いざというときへの備えということはこのようなスキームで捉え、仕組みを作っていくということである。先ほどの説明の中ではなかったが、実際には損保会社を軸にこういう仕組みが動くということである。

2年ぐらいという大変短期的であったが、集中的な審議の上で、このようなスキームに仕上げていき、また、冒頭の早期発見、その対応が何よりも大事なことであるということ、医師会にも協力を得ながらこのような仕組みを構築しつつあるということである。

○現在、パブリックコメントの集計中ということだが、おおよその方向性というのは、どれぐらいで出るか。

●大変たくさん意見をいただいている。精査中であるが、通数としては約300通程度いただいております、神戸モデルには大方ご賛同いただいていると認識している。

○これは非常に大事なことで、立派なことだと思う。ただ、せっかくなのでいい制度ができたのだから、3年間でやめずに、ずっと続けてほしい。そうすることで、本当の安心した社会ができると思う。これが実施されたら、他府県も真似すると思う。

●もう少し説明すると、先ほど「社会保障モデル」と言ったが、本来は国が実施すべきモデルであるというのが、我々の立場である。

先ほどの補足説明にもあった通り、医師会でまず診断助成制度を定めていただき、それをベースに損保会社が新しい保険を創設したわけである。そのため、他都市の追随が可能。しかし、現在の介護保険制度では、これを介護保険の枠でやるということは認めていないため、これについては、国に制度化を要望するというのが我々のスタンスであり、超過課税もあるため、3年間で、まずモデルという形でやっつけようということである。

○1年ほど前に国は「しない」と明言していたので、それに対して、「神戸はするんだ」ということで、こういう新たな仕組みづくりが始まったということである。

○これは市民協働の精神で、立派なことだと思う。

○損保会社は、どういう形で選ばれるのか。

●事故救済制度については、非常に専門性が高いということもあり、事故救済制度の検討

をする有識者会議の中で、事業者を公募するという事になった。4社の応募があり、委員会で複数日に渡って議論をいただき、三井住友海上火災保険株式会社を選定した。実際の事故が起こった後の対応の制度設計も提案していただいたが、事故が起こった後の運用支援等も含めて対応をしてもらうということである。

○この認知症対策はすごくいいなと思って見させていただいた。テレビで、認知症の人が犯罪に巻き込まれるということもあったので、そういうことも今後またご検討をいただけたらと感じている。

○本当にこの認知症対策は、すばらしいモデルだなと思う。障害分野も今、地域生活を推進しており、生活する上での加害・被害のリスクも今後また増えてくると思うので、できれば障害もカバーしていただけるように、またご検討いただければと思う。

○まずは認知症だが、それから精神障害、知的障害の責任能力あるいは家族の監督責任等々、すぐにその隣接分野として出てくるので、この検討は進めなければいけないと私も認知症の委員会の冒頭に話をした。

○この神戸モデルは大変すばらしいなと思って拝見させていただいた。認知症の人にやさしいまちづくり条例の中で、地域の力を豊かにしていくことの中で、ICTを活用した行方不明者対策・見守り体制の提供という課題があると思うが、またこちらについても、進捗を教えていただけたらありがたいと思う。

●資料5-2の2ページの(2)の③のところで、「所在がわからなくなったら、かけつける」ということで、GPSを新たに導入し、その費用とかけつけ（検索）サービスをする。事故救済制度と一体化して保険でやっていくということ、まずはそこから始めることになっている。

○3ページのところの(2)見舞金等の内容の下の〈付帯事業〉のところだが、「かけつけサービス」のところ、1年に最大6回までということを書いてあるが、なぜ6回になったのかということ。

それから、コールセンター設置で、24時間対応ということではあるが、その相談の対応は、範囲としてどの程度までされるのかということ、これを教えて欲しい。

●まず、1点目の「6回」というのは、この事業とは別に、緊急時に協力者の方にメールをお送りする「緊急時の配信メール事業」というのを別途行っているが、概ね1年で同一人物の方が最大で3～4回ということになっているため、今回「6回」ということで設定をさせていただいている。

2点目のコールセンターでの対応については、事故救済制度に関連したコールセンターということで、24時間365日、事故があった際にはこちらに連絡をいただくと、その後の対応をご相談に応じて対応させていただくというものである。

○この「認知症診断」というのは、医学的に診断さえすれば、それで登録となって、制度が受けられるということになるのか。

●認知症と診断をいただくということが大前提であり、認知症の診断について助成制度を新たに設けるということである。今のご質問は、資料5の2ページの一番上のところ等で間違いないか。

○はい。責任能力の関係で、認知症でも恐らく様々な程度があるのではないかと思うが、それも関係ないのか。

●認知症と診断されたら、この登録ができるということである。特に、責任能力ということになると、この賠償責任の場合は、責任能力がなければ支払いができないということになっているため、認知症の方が起こした事故に遭われた被害者の方に見舞金を支給するというようにしている。こちらは賠償責任の有無を問わずに支給するということで、詳しくは3ページのところに(1)制度案の骨格で書かせていただいているが、見舞金がまず先行して支給するというようになっており、その後、賠償責任があった場合は、上乘せしてこの賠償責任保険が機能するというようになっている。

3. 報告

(1) しあわせの村のあり方検討（最終報告）

○しあわせの村に関しては、財源の問題で、基金を取り崩したことで、大変財政的に厳しくなっている。そして、市の負担・料金という3つでやっていく構想だったのが大きく崩れた。一方で、このしあわせの村も、開村から30年を迎えて老朽化が目立っている。この辺をどうするのか。単に老朽化したものをリノベーションするだけではなくて、どうしたら市民福祉の先駆あるいは実験的な展開という、初期の原点のしあわせの村のあり方を次の30年に向けて打ち出すことができるか、そのためには何をすべきなのかという視点でこのプロジェクトチームは検討させていただいた。

中身はここに書いてあるとおりだが、やはり財政の問題、それから管理運営、マネジメントの問題。とりわけ、しあわせの村をデザインしていく、あるいはイノベーションをし

ていくというのは大変難しい。指定管理制度というのは、ある程度財政的にはいいやり方かもしれないが、お金をこれだけ出しているのだから、これをしてください、あるいは、それ以上できません、してはいけませんという制度でもある。

そういうアンビバレントな中で、振興協会を始め大変いろいろな工夫をされ、とりわけユニバーサルデザインの展開をこの振興協会が主体となって、しあわせの村でずっと展開されてきたということは大変評価すべきことだと思うが、同時に次の30年に向けてやはりいろいろと大きな問題点があるので、これはやはり市民の問題として、市民福祉の一つの大きな原点として、しあわせの村をこれからどう展開するか各界で考えていただきたいというのが、プロジェクトチームでのいわば診断結果ということであった。皆さんの思いがあると思うが、またこれを事務局に伝えていただければありがたいと思う。